

部分払に関する特約条項

(部分払)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、この契約に係る既納部分又は既済部分に対して代金の一部を乙に支払うものとする。

(部分払の支払方法)

第2条 部分払の支払方法（支払回数を含む。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

(内訳表の提出)

第3条 乙は、この契約締結後、速やかに前条の支払方法に適合した契約金額の内訳表を作成し、甲の確認を受けるものとする。

2 甲は、前項の内訳表を不相当と認める場合は、これを変更させることができる。

3 前2項の規定は、契約金額を変更した場合における内訳表の変更についても準用する。

(部分払金額)

第4条 甲が部分払として乙に支払う金額は、前条第1項の内訳表に基づいて算定した既納部分又は既済部分に相当する金額とする。ただし、既済部分又は性質上不可分の製造若しくは役務についての契約に係る既済部分に対する部分払の金額は、当該部分に相当する金額の10分の2の金額を差し引いた金額とする。

2 部分払は、予算の範囲内において行うものとする。

(部分払の請求及び支払)

第5条 部分払の請求及び支払については、契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。

(所有権の移転)

第6条 性質上不可分の製造の既済部分について部分払を行った場合は、その際当該契約物品の所有権は、甲に移転するものとする。

2 前項の規定は、契約物品に係る危険負担及び損害負担について契約条項の定めるところを変更するものではない。